

専用水道の手引

恵庭市生活環境部環境課

平成 26 年 1 月

平成 26 年 4 月 一部改訂

平成 27 年 4 月 一部改訂

令和 2 年 4 月 一部改訂

目 次

I	はじめに	1
II	専用水道とは	1
III	設置者の義務	1
1	市への届出	1
2	維持管理	3
(1)	管理体制の整備	3
(2)	衛生管理	4
(3)	施設管理	4
(4)	水質管理	5
(5)	水質検査計画	5
(6)	水質検査の委託	6
(7)	薬品の管理	6
(8)	健康診断	7
3	市への報告	7
IV	市の指導	7
1	届出等の指導	7
2	立入検査・改善指導	7
3	改善の指示・給水停止命令	7
V	汚染事項等の緊急時の措置	8

別表

1	専用水道の区分	9
2	浄水の給水開始前水質検査項目	10
3	水道技術管理者の資格要件	11
4	浄水の定期水質検査項目（1ヶ月、3ヶ月）	12
5	臨時及び原水の水質検査項目	13
6	原水及び工事設計時添付用の水質検査項目	14

I はじめに

一般に「水道」と言えば一般家庭に供給される公共の水道事業が挙げられますが、それ以外にもいろいろな種類があります。

その中で、一般的な需要に応じて供給するものではなく、100人を超える居住者に必要な水を供給する、あるいは1日に供給することができる最大の水量のうち人の生活に利用する水量が 20 m^3 を超える寄宿舎、社宅、団地、学校、レジャー施設等の自家用の水道も「専用水道」として法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給が図られています。

専用水道も、公共の水道事業と同じように良質で豊富な水が供給されるものでなければならぬことは言うまでもありません。

そこで、専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は、この「専用水道の手引」を参考とし、諸届出や維持管理など飲料水の安全確保について万全の態勢でのぞむようお願ひいたします。

II 専用水道とは

専用水道とは、自家用の水道で、100人を超える居住者に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の1日の最大給水量(1日に給水することができる最大の水量)のうち人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活に利用する水量が 20 m^3 を超えるものをいいます。

ただし、水道事業等から供給を受ける水のみを水源とする場合は、その施設が次のいずれにも該当するものは専用水道に該当しません。

- (1) 口径 25mm 以上の導管の全長が $1,500\text{m}$ 以下のもの。
- (2) 水槽の有効容量の合計が 100 m^3 以下のもの。または有効容量合計が 100 m^3 を超えるもので、六面点検できるもの。

なお、居住に必要な水を供給するものとは、継続的な生活を営むために必要な水を供給することをいい、病院や旅館等は短期間の入院・宿泊を目的とするので該当しません。
(別表1の専用水道の区分参照)

III 設置者の義務

専用水道の設置者は、「水道法」及び「恵庭市専用水道及び簡易専用水道取扱規則」により次のことが義務付けられています。

1 市への届出

- (1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

少なくとも工事を着手する 30 日前に工事設計書その他次に定める書類(図面を含む)を添えて「専用水道布設工事確認申請書」により、市へ申請してください。

工事は市からの「専用水道布設工事確認通知書」を受けてから着手してください。

工事設計書に記載する事項等

- ①一日最大給水量及び一日平均給水量 ②水源の種別及び取水地点
- ③水源の水量の概算及び水質検査の結果 (別表 6 参照)
- ④水道施設の概要 ⑤水道施設の位置 (標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- ⑥浄水方法 ⑦工事の着手及び完了の年月日 ⑧水の供給を受ける者の数を記載した書類 ⑨水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面 ⑩水道施設の位置を明らかにする図面 ⑪水源及び浄水場の周辺を明らかにする図面
- ⑫主要な水道施設 (⑬に掲げるものを除く。) の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 ⑬導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

(2) 給水を開始する場合

当該工事が完了したときは、給水を開始する前に、水質検査結果及び施設検査結果を記した「専用水道給水開始届出書」を市へ提出してください。

ア 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓の水について、別表 2 の水質基準項目の全ての項目(51 項目)及び消毒の残留塩素の検査を実施してください。

この場合、採水場所の選定は水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所（例えば配水管の末端等の水が停滞しやすい場所）を選んでください。

イ 給水開始前の施設検査は、専用水道の設置者より選任された水道技術管理者（Ⅲ 2(1)ア）が新設、増設又は改造に係る施設（影響の及ぶ施設を含む）について法第 5 条に定める施設基準に適合していることを確認してください。

(3) 設置者に変更があった場合

譲渡等により専用水道の設置者が代わった場合には、新たな設置者が速やかに「専用水道承継届出書」を市へ提出してください。

(4) 既設の水道施設が専用水道に該当するに至った場合

ア 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、給水人口が居住者 100 人を超えた場合や 1 日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が 20 m³を超えた場合、あるいは適用除外基準を満たさなくなった場合は、事前の確認が必要となるので「確認申請書」及び「専用水道給水開始届出書」を市へ提出ください。（Ⅲの 1 の (1)、(2)）

イ 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず、給水人口が 100 人を超えた場合は「専用水道適合届出書」により市へ提出ください。

(5) その他申請事項に変更のあった場合

確認を要する工事以外の工事や技術管理者の変更、水道事業所所在地の変更等確認申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに「専用水道布設工事申請書記載事項変更届出書」を市へ提出してください。

(6) 布設工事着手を延期する場合

「専用水道布設工事確認通知」を受けたが、工事の着手が予定日より長期に延長する場合（おおむね 6 ヶ月以上の延期）は、「専用水道布設工事延期届出書」を市へ提出してください。

(7) 布設工事を中止する場合

「専用水道布設工事確認通知」を受けたが、工事に着手せず布設計画が消滅した場合は、「専用水道布設工事中止届出書」を市へ提出してください。

(8) 廃止する場合（布設工事を中止し、専用水道とする意思がなくなった場合を含む）

給水人口の減少、施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道としての要件を失った

場合や「確認通知」を受けた後、工事に着手したが、その工事が取り止めとなったときは、「専用水道廃止届出書」を市へ提出してください。

2 維持管理

専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

ア 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は、設置者が自ら行うものであり、法で定める資格を有するものであることを確認して選任してください。

(資格要件は別表 3 参照)

〔水道技術管理者の業務内容〕

- ① 水道施設が施設基準(法第 5 条)に適合しているかどうかの検査
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査(法第 13 条)
- ③ 定期及び臨時の水質検査(法第 20 条)
- ④ 凈水場などの従事者の健康診断（法第 21 条）
- ⑤ 塩素消毒などの衛生上の措置（法第 22 条）
- ⑥ 給水の緊急停止（法第 23 条）
- ⑦ 給水停止命令による給水停止（法第 37 条）

イ 図面等の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の各種図面、書類及び工具検査機器等は、必ず整備保管しておいてください。

ウ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存してください。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

給水開始前の水質検査及び施設検査の記録	5年
定期及び臨時の水質検査の結果	
定期及び臨時の健康診断の結果	1年
施設の点検、清掃、修理等の実施記録	

エ その他

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報態勢を整備し、関係者に周知しておいてください。

(2) 衛生管理

ア 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人畜が立ち入ることのないように柵を設け、施錠管理する等汚染防止のための一般的の注意を喚起するに必要な標札、立札掲示等をしてください。

イ 汚染の防止

水源及び各施設の周辺は常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

また、施設の構内においては、便所、廃棄物収集所、汚水溜等の施設は汚水のもれない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作、園芸、家畜等の放し飼い等をしないでください。

ウ 残留塩素保持

給水栓末端における水が遊離残留塩素 0.1mg/l (結合残留塩素の場合は 0.4mg/l)以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、事故に備えて必ず予備の消毒薬を用意してください。

また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を 0.2mg/l (結合残留塩素の場合は 1.5mg/l)以上としてください。

(3) 施設管理

ア 定期点検

水道施設各部（取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の各施設）について定期的に点検を行い、施設基準に適合しているかどうかを確認するとともに清潔の保持及び異常の発見に努めてください。

イ 水槽等の定期的な清掃

受水槽、高置水槽等は常に清潔にし、水の汚染の防止を図るために、1年に1回

以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃を行ってください。

(4) 水質管理

専用水道により供給される水は、厚生労働省令に定める水質基準に適合しなければなりません。

専用水道の設置者は、次のとおり水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、適合していない場合は、その原因を究明し対策を講じてください。

ア 定期の水質検査

(ア) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）について 1 日 1 回以上検査を行ってください。

(イ) 定期の水質検査

専用水道設置者は、水道技術管理者の関与の下、水道法施行細則に基づき、定期の水質検査の事項及び回数等の実施計画を水質検査計画として定め、この計画に基づき検査を実施してください。

① おおむね 1 か月に 1 回以上行う検査～別表 4 参照

② おおむね 3 か月に 1 回以上行う検査～別表 4 参照

イ 臨時の水質検査

専用水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うもので、定期の検査に準じて別紙 5 により実施してください。

ウ 原水の水質検査

(ア) 原水の水質検査については、別紙 6 により実施してください。

(イ) クリプトスリジカム等対策として、厚生労働省の定める「水道におけるクリプトスリジカム等対策指針」に基づき管理を実施してください。

(5) 水質検査計画

毎事業年度の開始前に、以下の内容について水質検査計画を策定してください。

ア 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の原因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項

イ 定期の検査を行う項目については、当該項目、採水場所、検査の回数及びその理由

水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所、検査の回数に関する事項

ウ 定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、

省略する項目に関する事項

エ 臨時の検査に関する事項

臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等に関する事項

オ 原水の水質検査に関する事項

カ 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

キ その他、水質検査の実施に際し、配慮すべき事項

(6) 水質検査の委託

ア 水質管理を強化するためには、自己検査施設を設けることが最も望ましいが、水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は水道法第20条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託することができます。(厚生労働省水道課のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>) から情報を入手できます。)

なお、委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取、運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であることを確認してください。

イ 水質検査を水質検査機関に委託する場合は、次の事項が明記された契約書により、水質検査機関と直接契約を締結してください。

なお、臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途契約する場合は、定期検査の委託契約において、臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記してください。

(ア) 委託する水質検査の項目

(イ) 定期検査の時期及び回数

(ウ) 委託に係る料金

(エ) 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法(採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法)

(オ) 水質検査の結果の根拠となる書類(分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した書類、検量線、クロマトグラフ並びに濃度計算書)

(カ) 臨時検査の実施の有無

(7) 薬品の管理

ア 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等関係法令・基準を遵守し、防毒面、塩素中和装置等の保安用具設備を整備してください。

イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適切に行うとともに、その使用量、保管量を記録するなどの薬品の安全管理には万全を期してください。

ウ 次亜鉛素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、

含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇する恐れがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意してください。

(8) 健康診断

専用水道の設置者は、取水場、浄水場、又は配水池等において業務に従事している者、及びこれらの敷地構内に居住している者を対象として、次により定期及び臨時の健康診断を実施してください。

なお、健康診断の内容は、病原体がし尿に排泄される感染症(赤痢、腸チフス、パラチフス)の有無について行うこととし、感染症下痢症及び各種下痢腸炎等にも注意することが必要です。病原体検索は主として便について行い、必要に応じ尿、血液その他についても実施してください。

ア 定期の健康診断

上記対象者についておおむね6ヶ月毎に行ってください。

イ 臨時の健康診断

検診対象者に、病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について実施してください。

3 市への報告

給水開始届出及び専用水道届出を行った専用水道施設については、次表による水質検査を行い、その結果を市に報告してください。

水質検査	定期の水質検査	翌月の15日まで	検査成績表の写し
	臨時の水質検査 原水の水質検査	結果判明後速やかに	

IV 市の指導

1 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。

2 立入検査・改善指導

市担当職員は、現地に立入り、帳簿、水質、施設等を検査します。

また、検査の結果、衛生上問題がある場合等は、必要な改善措置をとるよう指導します。

3 改善の指示・給水停止命令

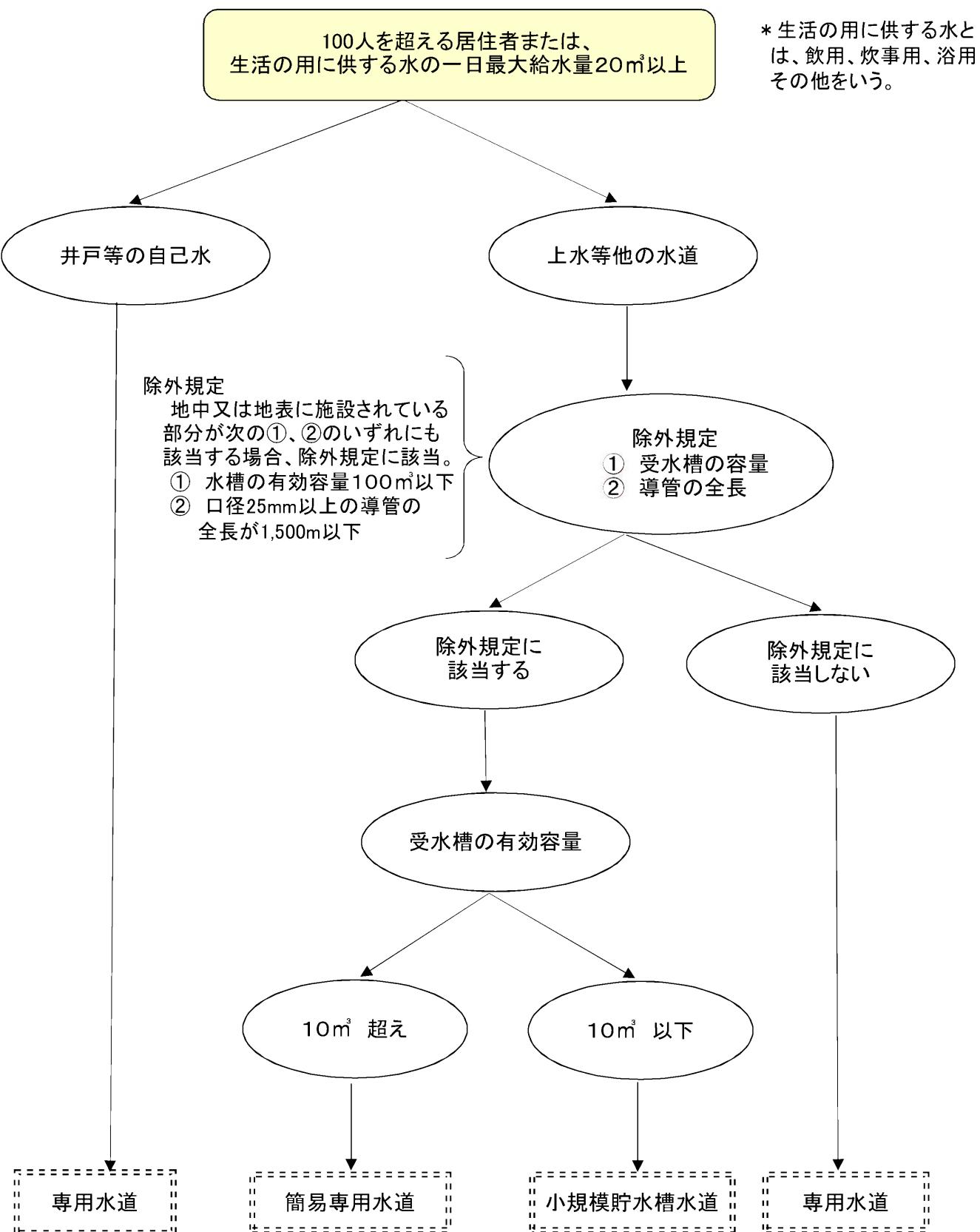
専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要があると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

また、改善の指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

V 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害する恐れがあるときは、ただちに給水を停止し、関係者に周知するとともに、市、保健所へ連絡する等必要な措置を講じてください。

別表1 専用水道の区分



別表2 淨水の給水開始前水質検査項目

NO.	項目名	基準値	実施項目	備考
健 康 に 関 連 す る 項 目	1 一般細菌	100個/ml以下	○	<水質検査項目> 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査及び遊離残留塩素の検査を行うこと。 なお、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。
	2 大腸菌	不検出	○	
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	
	5 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	
	6 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	
	8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	
	10 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	
	13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	
	14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	
	15 1・4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	
	20 ベンゼン	0.01mg/l以下	○	
	21 塩素酸	0.6mg/l以下	○	
	22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	○	
	23 クロロホルム	0.06mg/l以下	○	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	○	
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	○	
	26 臭素酸	0.01mg/l以下	○	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	○	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	○	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	○	
	30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	○	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	○	
性 状 に 関 する 項 目	32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<採水場所> 水の採取場所たる給水栓の選定は、原則として配水系統ごと(高置水槽ごと)に1地点以上選定すること(ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。) なお、ただし書きの規定により検査を省略できる場合であっても、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、検査は省略できない。
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	
	35 銅及びその化合物	1mg/l以下	○	
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	
	38 塩化物イオン	200mg/l以下	○	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	
	40 蒸発残留物	500mg/l以下	○	
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	
	42 ジエオスミン	0.00001mg/l以下	○	
	43 2-メチルイシボルネオール	0.00001mg/l以下	○	
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	
	45 フェノール類	0.005mg/l以下	○	
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	
	47 pH値	5.8以上～8.6以下	○	
	48 味	異常でないこと	○	
	49 臭気	異常でないこと	○	
	50 色度	5度以下	○	
	51 濁度	2度以下	○	
項目数			51	

別表3 水道技術管理者の資格要件

		実務経験年数				根拠 (施行令第6条)
水道技術管理者としての基礎教育を受けた者	専攻の種別	土木工学		土木工学以外の工学及び理学・農学・医学	工学・理学・農学・医学・薬学以外の学部・学科	
	学校の種別	衛生工学	衛生工学	医学・薬学	医学・薬学	
	水道工学を専攻	水道工学以外を専攻	水道工学	理学・農学	薬学以外の学部・学科	
	新制大学院 大学の専攻課	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)			第1項第2号
	新制大学院	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)	
	旧制大学	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)	
	短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)	
	高等学校 旧制中学	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以上(5年以上)水道技術上の実務に従事した経験を有する者 ・ 外国の学校において上記の学科目を、上記の規定にある学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ・ 厚生労働大臣が認定する講習を修了した者 					第1項第3号 第1項第4号 第1項第4号

注) 上記、実務経験年数は水道に関する技術上の実務に従事した経験年数です。

但し、()内は1日最大給水量が1,000立方メートル以下の専用水道を対象とします。

(施行令第6条第2項)

別表4 淨水の定期水質検査

NO.	項目名	毎月	発生時期 毎月	3ヶ月 に1回	緩和 措置	備考
健 康 に 関 連 す る 項 目	1 一般細菌	○				<p>* 1 水道により供給される水について連續的に計測及び記録がなされている場合には3ヶ月に1回以上とすることができます。</p> <p>* 2 水源に藻類の発生が少なく検査を行う必要がないと認められる期間は省略することができる。</p> <p>* 3 水源に水又は汚物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合で、過去3年間の当該項目の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときは3年に1回以上とすることができます。</p> <p>*4~7 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水水源及びその周辺の状況並びに次に示す事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかな場合は、当該項目の検査を省略することができる。 なお、それぞれの項目に付されている緩和措置に基づき、省略を行った場合であっても3年に1回は検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認すること。</p> <p>*5 水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況。</p>
	2 大腸菌	○				
	3 カドミウム及びその化合物			○	*3,4	
	4 水銀及びその化合物			○	*3,4	
	5 鉛及びその化合物			○	*3,5	
	6 セレン及びその化合物			○	*3,4	
	7 ヒ素及びその化合物			○	*3,4	
	8 六価クロム化合物			○	*3,5	
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン			○		
	10 亜硝酸態窒素			○	*3	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	*3	
	12 フッ素及びその化合物			○	*3,4	
	13 ホウ素及びその化合物			○	*3,4	
	14 四塩化炭素			○	*3,6	
	15 1・4-ジオキサン			○	*3,6	
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン			○	*3,6	
	17 ジクロロメタン			○	*3,6	
	18 テトラクロロエチレン			○	*3,6	
	19 トリクロロエチレン			○	*3,6	
	20 ベンゼン			○	*3,6	
	21 塩素酸			○		
	22 クロロ酢酸			○		
	23 クロロホルム			○		
	24 ジクロロ酢酸			○		
	25 ジブロモクロロメタン			○	*4	
	26 臭素酸			○		
	27 総トリハロメタン			○		
	28 トリクロロ酢酸			○		
	29 ブロモジクロロメタン			○		
	30 ブロモホルム			○		
	31 ホルムアルデヒド			○		
性 状 に 関 連 す る 項 目	32 亜鉛及びその化合物			○	*3,5	<p>*5 水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況。</p> <p>*6 地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水状況を含む。</p> <p>*7 湖沼等水停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該項目を産出する藻類の発生状況を含む。</p> <p>注意 本緩和措置は、給水開始前水質検査には適用されない。 採水場所については、別表2 淨水の給水開始前水質検査項目の備考を参照のこと。</p>
	33 アルミニウム及びその化合物			○	*3,5	
	34 鉄及びその化合物			○	*3,5	
	35 銅及びその化合物			○	*3,5	
	36 ナトリウム及びその化合物			○	*3,4	
	37 マンガン及びその化合物			○	*3,4	
	38 塩化物イオン	○*1				
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	*3,4	
	40 蒸発残留物			○	*3,4	
	41 陰イオン界面活性剤			○	*3,4	
	42 ジエオスミン		○*2,7			
	43 2-メチルイシボルネオール		○*2,7			
	44 非イオン界面活性剤			○	*3,4	
	45 フェノール類			○	*3,4	
性 状 に 関 連 す る 項 目	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○*1				
	47 pH値	○*1				
	48 味	○*1				
	49 臭気	○*1				
	50 色度	○*1				
	51 濁度	○*1				
	項目数	9	2	40		

別表5 臨時水質検査

NO.	項目名	実施項目	備考
健 康 に 関 連 す る 項 目	1 一般細菌	○	(検査項目等) 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に左表の実施項目について検査を行うこと。 (●印については、当該項目を検査する必要がないことが明らかな場合は省略することができる。)
	2 大腸菌	○	
	3 カドミウム及びその化合物	●	
	4 水銀及びその化合物	●	
	5 鉛及びその化合物	●	
	6 セレン及びその化合物	●	
	7 ヒ素及びその化合物	●	
	8 六価クロム化合物	●	
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	●	
	10 亜硝酸態窒素	●	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	
	12 フッ素及びその化合物	●	
	13 ホウ素及びその化合物	●	
	14 四塩化炭素	●	
	15 1・4-ジオキサン	●	
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	●	
	17 ジクロロメタン	●	
	18 テトラクロロエチレン	●	
	19 トリクロロエチレン	●	
	20 ベンゼン	●	
	21 塩素酸	●	
	22 クロロ酢酸	●	
	23 クロロホルム	●	
	24 ジクロロ酢酸	●	
	25 ジブロモクロロメタン	●	
	26 臭素酸	●	
	27 総トリハロメタン	●	
	28 トリクロロ酢酸	●	
	29 ブロモジクロロメタン	●	
	30 ブロモホルム	●	
	31 ホルムアルデヒド	●	
性 状 に 関 連 す る 項 目	32 亜鉛及びその化合物	●	(検査が必要なとき) ・供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるとき。 ・給水区域及びその周辺において、消火器系感染症が流行しているとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。 ・浄水工程に異常があったとき。 ・水源の水質が著しく悪化したとき。 (自己水源使用施設) ・水源に異常があったとき。 (自己水源使用施設) ・その他必要のあるとき。
	33 アルミニウム及びその化合物	●	
	34 鉄及びその化合物	●	
	35 銅及びその化合物	●	
	36 ナトリウム及びその化合物	●	
	37 マンガン及びその化合物	●	
	38 塩化物イオン	○	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●	
	40 蒸発残留物	●	
	41 陰イオン界面活性剤	●	
	42 ジエオスミン	●	
	43 2-メチルイシボルネオール	●	
	44 非イオン界面活性剤	●	
	45 フェノール類	●	
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	
	47 pH値	○	
	48 味	○	
	49 臭気	○	
	50 色度	○	
	51 濁度	○	
項目数		51	

別表6 原水の水質検査(年1回)及び工事設計書添付用水質検査

NO.	項目名	基 準 値	塩素消毒以外の浄化設備		備 考	
			あり	なし		
健康に 関連する 項目	1 一般細菌	100個/ml以下	○		病原微生物 金属類 無機物 有機物 消毒剤・消毒副生成物	<定期原水検査> (1) 原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期(*1)に年1回以上、39項目(*2)について実施すること。 なお、浄水方法が消毒のみで対応できる施設については、必要に応じ実施すること。 (2) クリフトスボジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、年1回原水の指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を実施すること。(*3) また、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナーの状況、蓄積物の状況等の点検を行うこと。 <工事設計書に記載すべき水質検査の結果> 39項目(*2)について実施すること。
	2 大腸菌	不検出	○	○		
	3 カドミニウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○			
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○			
	5 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○			
	6 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○			
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○			
	8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○			
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○			
	10 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○			
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○			
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○			
	13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○			
	14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	○			
	15 1・4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○			
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○			
	17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○			
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○			
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○			
	20 ベンゼン	0.01mg/l以下	○			
	21 塩素酸	0.6mg/l以下				
	22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下				
	23 クロロホルム	0.06mg/l以下				
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下				
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下				
	26 臭素酸	0.01mg/l以下				
	27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下				
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下				
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下				
	30 ブロモホルム	0.09mg/l以下				
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下				
性状に 関する 項目	32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○		金属類	*1 降雨、降雪、洪水、渴水等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないため。 *2 全項目(51項目)のうち、塩素酸・ホルムアルデヒドなどの消毒副生物質(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。)及び味を除く。 *3 指標菌の検査結果が陽性の場合は、速やかに環境課に報告すること。 被圧地下水以外の水を原水とする施設のクリフトストジウム対策については、環境課に相談すること。
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○			
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○			
	35 銅及びその化合物	1mg/l以下	○			
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○		無機物	
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○		金属類	
	38 塩化物イオン	200mg/l以下	○		その他	
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○		無機物	
	40 蒸発残留物	500mg/l以下	○			
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○			
	42 ジエオスミン	0.00001mg/l以下	○			
	43 2-メチルイシボルネオール	0.00001mg/l以下	○			
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○			
	45 フェノール類	0.005mg/l以下	○			
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○			
項目数	47 pH値	5.8以上～8.6以下	○			
	48 味	異常でないこと				
	49 臭氣	異常でないこと	○			
	50 色度	5度以下	○			
	51 濁度	2度以下	○			
	嫌気性芽胞菌		○	○	病原微生物	
	項目数		40	2		